

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年7月17日 15時50分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区船橋三番瀬海浜公園西方沖 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位299° 5.5海里付近 (概位 北緯35° 40.0′ 東経139° 57.5′)
事故の概要	プレジャーボート薩摩は、航行中、主機が中立運転から前進に切り替わらず、漂流して浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 薩摩、5トン未満（長さ7.74m）
船舶番号、船舶所有者等	235-41099千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m 潮汐 上げ潮の初期、潮高 約60cm、潮流 北東流 約0.2ノット
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、海上試運転の目的で航行中、船長が、主機を中立運転とした後、クラッチレバーを前進に操作したものの、前進に切り替わらず、漂流して浅所に乗り揚げた。 船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。 本船は、本事故後、主機の点検を行い、クラッチレバーに接続されたワイヤの張り等を調整したところ、クラッチが正常に作動することが確認された。
分析	本船は、海上試運転の目的で航行中、クラッチレバーに接続されたワイヤの張り等の調整不良によって主機が中立運転から前進に切り替わらなかったことから、漂流して浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、海上試運転の目的で航行中、クラッチレバーに接続されたワイヤの張り等の調整不良によって主機が中立運転から前進に切り替わらなかったため、漂流して浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・クラッチレバーの作動確認等は、安全な海域で実施すること。